

船舶事故調査報告書

平成26年7月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年9月8日 06時45分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港 釧路港東区南防波堤灯台から真方位037°900m付近 （概位 北緯42°58.9′ 東経144°21.9′）
事故調査の経過	平成25年9月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十一 ^{ふどう} 不動丸、199トン IG1-691（漁船登録番号）、株式会社不動丸 38.60m (Lr) × 9.40m × 3.60m、鋼 ディーゼル機関、2,206kW、平成24年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和60年5月2日 免状交付年月日 平成23年2月9日 免状有効期間満了日 平成28年3月2日 甲板員A 男性 21歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか22人が乗り組み、釧路港を釧路港航路に向け、船長が、操舵室で立って手動操舵を行い、約6ノットの対地速力で南南西進した。</p> <p>甲板員Aは、岸壁上で係船ロープを放して本船に乗り、船尾甲板において、甲板員7人が作業していた作業艇2隻を本船の船尾に格納する作業等に加わった。</p> <p>本船は、作業艇2隻の格納作業が終わった頃、平成25年9月8日06時45分ごろ、釧路港において、船尾甲板で片付け作業をしていた甲板員Aが左舷船尾から落水した。</p> <p>船長は、乗組員から事故の連絡を受け、すぐに機関を停止して後進をかけて行きあしを止めた後、船首を落水した場所に向けて海面を監視し、本事故発生を船舶所有会社経由で関係組合及び海上保安庁に連</p>

	<p>絡した。</p> <p>本船は、ブイに綱を付けて投入し、作業艇1隻を甲板員Aの救助に向かわせたが、作業艇が甲板員Aのそばに行くまでに甲板員Aが海中に沈み、行方不明となった。</p> <p>甲板員Aは、9月15日、本事故発生場所付近の海上で発見され、溺死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、海水温度 約18℃</p>
その他の事項	<p>作業艇2隻の格納は、本船の右舷船尾及び左舷船尾に作業艇の船首をそれぞれ引き付けて行うものであった。</p> <p>本船の船尾甲板には、ブルワーク、ハンドレールなどの甲板を囲う設備はなかった。</p> <p>甲板員Aは、学校を卒業後、本船に乗り組んで約2年半の経験を有し、甲板作業には慣れており、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメット、雨合羽の上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、岸壁で係船ロープを放したとき、救命胴衣を着用し、雨合羽を着ていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は釧路港を航行中、船尾甲板で片付け作業を行っていた甲板員Aが、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、雨合羽を着用し、救命胴衣を着用していなかったが、救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が釧路港を航行中、船尾甲板で片付け作業を行っていた甲板員Aが落水したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴露甲板で作業する乗組員に救命胴衣を着用させること。